

告 示

埼玉県告示第千九十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、東埼玉資源環境組合から越谷市の区域内において行われる第一工場ごみ処理施設プラント更新事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

越谷市、吉川市、松伏町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

越谷市資源循環推進課

吉川市環境課

松伏町環境経済課

ロ 期間

令和六年十月一日（火）から令和六年十一月一日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）